(4)　協同組織中央金融機関等が、新型コロナウイルス感染症特例協同組織金融機関等に特定支援を行うために国の資本参加の申込みをする場合において、当該協同組織中央金融機関等が提出する協同組織金融機能強化方針について、次に掲げる事項を記載することとした。

イ　協同組織中央金融機関等の剰余金の処分の方針

ロ　協同組織中央金融機関等の財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

ハ　協同組織中央金融機関等が農林中央金庫であるときは、申込みに係る資金が信用事業のみに充てられることを確保するための体制に関する事項

(二)　国の資本参加の要件の特例（附則第一五条、第一七条及び第一八条関係）

国の資本参加の決定に際し、返済等が困難でないことを要件としているところ、返済等に対応することができる財源を確保できる期限を一律には設けないこととした。

2　預金保険機構の金融機能強化勘定における預金保険機構による借入金及び債券発行の限度額を一五兆円とすることとした。（第三三条関係）

3　その他

その他所要の規定の整備を行うこととした。

4　施行期日

この政令は、金融機能の強化のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和二年八月一四日）から施行することとした。

---

**◇地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令**（政令第二四三号）（厚生労働省）

1　健康保険法等の一部を改正する法律（平成一八年法律第八三号）附則第一三〇条の二第一項の規定により、令和六年三月三一日までの間、なおその効力を有するものとされた同法第二六条の規定による改正前の介護保険法（平成九年法律第一二三号）の規定による介護療養型医療施設に関する事務について、同日までの間における大都市等の特例に関する経過措置を定めることとした。（本則関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

---

# 政　令

金融機能の強化のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年八月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

**政令第二百四十一号**

**金融機能の強化のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令**

内閣は、金融機能の強化のための特別措置に関する法律（令和二年法律第五十九号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

金融機能の強化のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は、令和二年八月十四日とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　江藤　拓

---

金融機能の強化のための特別措置に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年八月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

**政令第二百四十二号**

**金融機能の強化のための特別措置に関する法律施行令の一部を改正する政令**

内閣は、金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成十六年法律第百二十八号）第四十四条第三項並びに附則第二十六条第一項第四号及び第二項第四号、第二十七条第一項第五号、第二十八条第一項第四号及び第二項第五号並びに第二十九条第一項第五号並びに同法附則第二十六条第三項の規定により適用する同法第十七条第一項第七号及び第十九条第三項第七号の規定に基づき、この政令を制定する。

金融機能の強化のための特別措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百四十号）の一部を次のように改正する。

第二条、第三条及び第二十五条中「すべて」を「全て」に改める。

第三十三条中「十二兆円」を「十五兆円」に改める。

附則に次の八条を加える。

（新型コロナウイルス感染症特例金融機関等又は新型コロナウイルス感染症特例対象子会社に係る銀行持株会社等が提出する経営強化計画の記載事項）

**第十四条**　法附則第二十六条第一項第四号及び第二項第四号に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　剰余金の処分（経営強化計画を連名で提出する銀行持株会社等の剰余金の処分を含む。）の方針

二　財務内容（経営強化計画を連名で提出する銀行持株会社等の財務内容を含む。）の健全性及び業務（経営強化計画を連名で提出する銀行持株会社等の業務を含む。）の健全かつ適切な運営の確保のための方策

（新型コロナウイルス感染症特例金融機関等に係る株式処分等困難要件の特例）

**第十五条**　法附則第二十六条第三項の規定により法第五条第一項第十号の規定を適用する場合における第七条第二号の規定の適用については、同号中「おおむね十五年以内に確保できる」とあるのは、「確保できる」とする。

（新型コロナウイルス感染症特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等が提出する経営強化計画の記載事項）

**第十六条**　法附則第二十七条第一項第五号に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　経営強化計画の実施に伴う労務に関する事項

二　当該金融機関等又は当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が法附則第二十七条第一項の申込みをするときは、次に掲げる事項

イ　剰余金の処分（経営強化計画を連名で提出する組織再編成銀行持株会社等の剰余金の処分を含む。）の方針